

平成20年第6回玉城町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 平成20年10月21日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成20年10月21日
4. 応召議員

1番	小林一則君	2番	風口尚君
3番	山本静一君	4番	高木市郎君
5番	鈴木加奈子君	6番	東谷富雄君
7番	小林豊君	8番	中瀬信之君
9番	山口和宏君	10番	奥川直人君
11番	野口繁君	12番	川西元行君
13番	前川夫君	14番	中野勇君

5. 不応召議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻村修一君	副町長	坪井信義君
会計管理者	森島千里君	教育長	山口典郎君
総務課長	中郷徹君	税務住民課長	松田幸一君
生活福祉課長	林裕紀君	上下水道課長	小林一雄君
教育事務局長	辻誠君	建設産業課長	前田浩三君
農林商工課長	田畑良和君	病院老健事務局長	田間宏紀君
総務担当課長補佐	田村優君		

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大南友敬君	同書記	高井美江君
同書記	中川泰成君		

10. 提出議案

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 会期の決定

第 3. 議案第79号 工事請負契約の締結について

(午前9時00分 開会)

議長 (小林一則君) 只今の出席議員数は13名で定足数に達しております。

よって、平成20年第6回玉城町議会臨時会は成立致しましたので開会致します。

開会あたり町長より臨時会招集の挨拶があります。

町長 辻村修一君

町長 (辻村修一君) 平成20年第6回玉城町議会臨時会開会を頂きまして、誠にありがとうございます。今日、ご審議をお願いを致します議案につきましては、住民生活の安全確保のために年次計画を持って進めさせて頂いておりますところの、野篠地内における歩道整備の事業でございます。この工事の着手のために、手続きを進めさせていただいておりますところでございますが、法の規定に基づきまして請負契約の締結をご審議賜るという事でございます。何とぞよろしくをお願いを申し上げまして開会の挨拶とさせていただきます。

議長 (小林一則君) これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

議長 (小林一則君) 日程第1. 会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において

4番 高木市郎君 5番 鈴木加奈子さん

の2名を指名致します。

議長 (小林一則君) 次に、日程第2. 会期の決定についてを議題と致します。

お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間と致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間とすることに決しました。

議長 (小林一則君) 次に、日程第3. 議案第79号 工事請負契約の締結についてを議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

町長 (辻村修一君) 議案第79号 工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。地方道路整備交付金事業、町道野篠第1号線自歩道設置工事につきまして、10月16日に一般競争入札を執行した結果、森・竜川特定建設工事共同企業体と請負代金5千775万円で、請負契約を締結致したく、

地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。なお、詳細につきましては、建設産業課長より説明致します。よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林一則君）建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長（前田浩三君）それでは、議案第79号 工事請負契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。説明にあたりましては議案第79号資料をご覧くださいと思います。資料に沿ってご説明を申し上げます。先ず、工事の名称でございますが、地方道路整備交付金事業（交通安全）町道野篠第1号線自歩道設置工事でございます。工事場所につきましては、度会郡玉城町野篠地内でございます。工期につきましては、議会の議決の日から平成21年3月23日と致しております。入札日時につきましては、先ほど町長説明申し上げましたとおり、10月16日午前10時40分より入札会を執行いたしております。落札業者でございますが、住所、三重県伊勢市円座町1005番地、氏名森・竜川特定建設工事共同企業体、代表は株式会社、森組、代表取締役森修氏でございます。請負金額でございますが消費税を含んでおります。5千775万円でございます、うち消費税につきましては、275万円でございます。設計金額でございますが、6千461万9千100円でございます、うち消費税は307万7千100円でございます。次に、工事概要につきましては、自歩道工事でございます、セミフラット方式を採用しております。内容につきましては、概要欄に記載をさせていただいております。次ページをお願い致したいと思います。入札結果でございます。第1回の入札におきまして以下の結果でございます。順位1が森・竜川特定建設工事企業体で、5千500万円の応札額でございます。この金額につきましては、消費税を含んでおりませんのでよろしくお願い致します。なお、次ページ以降につきましては工事の場所ということで、位置図、そのあと計画の平面図でございます。計画の平面図につきましては延長の関係がございまして3枚分割にさせて頂いております。その中で、赤で着色を致しておる部分を施行するものでございます。尚本年度の工事につきましては、歩道の直接工事にはなってございません。歩道を設置するための車道の拡幅を主にメインとしてさせて頂いております。道路南側の法の部分にL型擁壁で拡幅をさせて頂きます。幅員確保の上来年度以降におきまして歩道の設置を順次進めさせて頂きたいという予定でございます。なお事業の予定年度でございますが、本年度から3カ年をもって事業の完了をしたいといった予定でございます。以上、補足説明とさせて頂きます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林一則君）提案理由の説明は終わりました。これより、質疑・討論・

採決を行います。それでは、議案第79号工事請負契約の締結についての質疑を行います。発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）3カ年事業ということで、第1年度の道路拡幅にあたります工事の入札についての提案があった訳でございますが、3カ年契約ということでの第1年度ということもありまして、この際でございますので住民の皆様にもお分かりになるように、全体計画をこの際お示しを頂いておいた方がいいのではないかと思いますので伺いたいと思います。今年度は、工事費と致しまして、5千775万円でございますが、総事業費、それからのような道路の歩道、車道がどのような幅になるのかというその状況についてお示しを頂いた方がいいと思いますのでよろしくお願い致します。

議長（小林一則君）建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長（前田浩三君）事業費の関係でございます。本年度は全体事業費8千万円といった当初予算をお願いを致しております。その中に昨年度以前に、度会土地開発公社で用地の取得を致しておりますがその買い戻しに約1千600万円、それと事務費等含めまして5千900万円を最終的な工事費というふうに見込んでおります。今回の提案をさせて頂いておりますのは、入札の結果で5千775万円でございますが、最終的には5千900万円程度まで変更をまたお願いをして頂きたいと考えております。それで3カ年計画ということで概ね、同額の事業費をもって3カ年で完了致したいということで考えておりまして、最終3カ年トータル致しまして約2億円を若干下回る金額になるかという予定を致しております。それと幅員でございますが、現在野篠第1号線につきましては、城西土地改良区の圃場整備におきまして設置をされました6メートルの車道をもった道路で構成をしておりますけれども、歩道を設置するという事で車道につきましては、7.5メートル歩道の部分につきましては3.5メートルということで企画にあった改良を予定致しております。特に今年のL型擁壁による道路拡幅の部分につきましては当時の内容から若干幅員が狭いところがございます。そういったところの車道の確保をしまして、歩道の設置に移っていきいたいと言ったものでございます。そういった中で矢野へ向けまして三郷川にかかります橋梁がございまして、その橋梁から矢野側につきましては従前単独又は国の補助を頂きながら歩道の設置を完了致しておりますので、残りますところの矢野との境界の橋梁から伊勢・多気線までの約920メートルでございます。そのものにつきまして、本年度を初年度としました3カ年で改良を致したいといった内容でございます。以上でございます。

議長（小林一則君）11番 野口繁君

11番（野口繁君）工事概要でございますが、ここに起点 22から30番

終点側 33から41番とありますが、この延長はどれくらいあるのか。一つお願い致します。

議長（小林一則君）建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長（前田浩三君）平面図をお開き頂きたいと思います。起点側22から30でございますが、1測点20メートルでございます。約140メートルが起点側でございます。終点側につきましては33から41ということで、約140メートルでございます。起点と終点とに分けておりますが2枚目を見て頂きますと、赤で着色した部分が中央部と左側でございますその中間の部分が着色をさして頂いておりません。今回の工事からは施工しないといた部分でございますけれども、赤の着色部分について拡幅をさせて頂くという予定でございますので、起点側と終点側ということで、若干中間を挟みますので、そういった表示をさせて頂いておるわけでございます。合わせまして約300メートル強を、今年の工事として施工させて頂くような予定でございます。以上です。

議長（小林一則君）11番 野口繁君

11番（野口繁君）先ほどのご答弁の中で、全長920メートルどこからどこまでか、分かりやすく説明をおねがいします。

議長（小林一則君）建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長（前田浩三君）全体920メートルといいますのは、県道伊勢多気線から分岐をしまして、先程申し上げました三郷川の橋梁までの間全体が920メートルで、その中で局部的に狭い部分がございますのでそういったところの拡幅をしながら、又歩道を設置する時の工事に安全確保ができる状態で分割をして施行をしていきたい。といったものでございます。

議長（小林一則君）10番 奥川直人君

10番（奥川直人君）この計画ですが、今回から3年間ということで実施をされますが、この当初計画が元々立案されてきた経過とそれと今回交通安全ということで、玉城町を見渡すと交通安全の工事の必要な道路が非常に多いのですが、今回目的はただ交通安全と書かれておりますが、通学の問題とか生活道の問題、それと又自動車の運転等で危険を生じる。そういったいろんな項目があると思いますが、その辺でどの辺に重点を置かれたのかお聞きをしたいのと、道路整備につきまして玉城町は先ほど申しましたように非常に多く箇所が有りますが、今後計画などございましたらこの際にお聞きをしたいと思います。

議長（小林一則君）建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長（前田浩三君）全体計画といったご質問でございます。私の聞き及んでおりますのは、平成9年度からこの事業の計画を進めておるといっ

たことで聴いております。その当時におきましては、この路線は以前から中学校の通学路ということで、外城田地区の南方面、集落名から言いますと矢野・積良・山神・原の上出地区というふうなところからの通学路の安全確保特に中学校の通学路でございますので、そういった内容でのご要望があったということです。それで矢野・山神間につきましては昭和50年代に国の補助を頂きまして歩道の確保ができております。その延長といったことのご要望というふう聞いておりますが、それにつきましては事業計画立案の中で平成14年から町単独事業の中での道路改良を一部進めてきております。その当時におきましては、国の補助採択の要件に満たなかったということで、その後、国の基準等の改正がされまして平成18年度におきまして私も協議をさせて頂きました。そういった中で平成19年度については補助事業採択の見込みがあるということで、いったん休止をさせて頂きました。昨年度そういった手続きをすべて完了させて頂いた中で、本年事業採択を受けたと、それで本年度から3カ年において、事業完了をしていきたいといったことでございます。それと、他の路線でございますが、各地区交通安全につきましては大変ご心配を頂いております。そういった中でご要望頂いておるわけでございますが、以前にも町長からご答弁申し上げましたように、総合計画又実施計画の中でそういった路線につきましては、各段階におきまして見直しを、又事業計画の立案といったことで、計画をしていきたいと今後においてもそういった考え方で進めて行きたいと思っております。以上でございます。

議長（小林一則君）他にございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います

まず、反対討論の発言を許します

（「討論省略」の声）

以上で討論を終結致します。

これより、採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）以上で、本臨時会に付議されました案件は全て終了致しました。

これにて、平成20年第6回玉城町議会臨時会を閉会致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「ご異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって平成20年第6回玉城町議会臨時会を閉会致します。

閉会にあたり町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)閉会に当りお礼の挨拶を申し上げます。提案を頂きました議案につきまして、ご承認いただきましたことを厚くお礼申し上げます。県道伊勢多気線までの計画でございます、この計画通り早期に完成ができますように、これからも努力をさせて頂きたいと思っております。そして、今世界的な金融危機の影響が国内の景気にも影響が出始めておると、こういう状況でございます、今後の町政運営につきましてもそのことを十分留意をしながら、運営をしていかなければいかんというふうに考えておる所でございます。議員の皆様方におかれましても一層のご指導賜りますようお願いを申し上げます、閉会お礼の挨拶とさせていただきます。

(午前9時20分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により、下記に署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員